

## 注 文 書

1 契約番号 2026000074

2 件 名 大崎市市民いこいの森施設管理業務

3 場 所 大崎市岩出山字木通沢 1 3 2 番地 1

4 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 別添書類

(1) 一般仕様書

(2) 特記仕様書

(3) 位置図

(4) 内訳書

6 担 当 課 大崎市岩出山総合支所地域振興課

# 大崎市市民いこいの森施設管理業務 一般仕様書

## 第1章 総 則

### (仕様書の適用範囲)

第1条 本仕様書は、大崎市市民いこいの森施設管理業務の委託に適用する。

### (業務の履行)

第2条 受託者は、前条の敷地の景観を美しくかつ、機能的に保つよう、この仕様書にもとづくほか、契約書及び特記仕様書にもとづき、能率的、経済的、かつ安全に業務を履行しなければならない。なお、業務履行に際し、必要な場合は、東北電力、NTT東日本及び各種団体等と連絡調整を行うものとする。

### (業務委託の範囲)

第3条 委託する業務の範囲は、特記仕様書に明記する各業務とする。

### (法令の遵守)

第4条 受託者は、業務の履行にあたっては、契約書により義務付けられた労働関係法令を遵守するのはもちろんのこと、維持管理業務の履行に必要な各法令を遵守しなければならない。

### (長期継続契約の該当について)

第5条 本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意すること。

- 1 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

### (暴力団等の排除)

第6条 この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

- 2 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させではない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 3 この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

### (有資格者の確保)

第7条 法令上、作業に有資格者が必要な場合は、受託者で確保しなければならない。

(受託者の創意工夫)

第8条 受託者は、業務の履行にあたり、常に創意工夫を心がけ施設の有効化を目指さなければならない。

なお、施設の改変におよぶ場合には、委託者と協議したうえで可能な限り実施しなければならない。

(地元企業の活用)

第9条 本業務における一部下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用する事を原則とする。

(提出書類)

第10条 受託者は、業務の着手前に、次の各書類を委託者に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表

2 受託者は業務開始後、各種報告書及び委託者が要求する書類を提出しなければならない。

3 契約期間が満了したときは、完了届を提出しなければならない。

## 第2章 業務要領

(業務報告)

第11条 受託者は、業務実績を明らかにするため報告しなければならない。また、月間管理実績等の各報告及び委託者が要求した業務の報告書を、正確に遅滞なく提出しなければならない。

(事故の防止等)

第12条 業務中の事故を防止に努めるのはもとより、履行にあたっては委託箇所及び、周辺にある既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう万全を期すとともに、もし損害を与えた場合は、請負業者の責任において処理しなければならない。

## 第3章 その他

(安全対策器具)

第13条 業務履行に必要な安全対策器具類は、原則として受託者が備えるものとする。

(作業用機械類)

第14条 業務履行に必要な作業用機械類及び車両等は、原則として受託者が備えるものとする。

(日常消耗品類)

第15条 業務履行に必要な次の消耗品類は、受託者の負担とする。

- (1) 清掃用品（掃除用具、デッキブラシ、ホース等）
- (2) 衛生用品（石鹼、消毒薬等）
- (3) 施設維持管理用消耗品（トイレットペーパー等）
- (4) その他事務用品及び日用品等

(従業員の服装・態度等)

第16条 受託者は、従業員に安全かつ清潔な服装をさせ、態度等についても部外者より指弾をうけないようにしなければならない。

(代金の支払方法)

第17条 代金の支払方法については、6月、9月、12月、3月に請求者の請求に基づき支払うものとする

(疑義)

第18条 本仕様書に明記されていない事項ならびに疑義を生じた場合両者協議のうえ定めるものとする。

# 大崎市市民いこいの森施設管理業務 特記仕様書

## (業務場所の所在地及び名称)

第1条 受託者が業務を履行する業務場所の所在地は及び名称は次のとおりとする。

所在地 大崎市岩出山字木通沢132番地1

名称 大崎市市民岩出山いこいの森

## (業務委託の内容)

第2条 業務委託の内容については、大崎市市民岩出山いこいの森内にある管理棟、シャワー棟、バンガロー、テントサイト、園内遊具等の維持管理、予約貸し出しに関する事、使用申請書及び減免申請書の受付、各施設の小規模修繕、使用料等の徴収、防火管理、岩出山地域及び岩出山周辺地域の観光案内とする。

- 2 前項管理棟の維持管理については、清掃及び備品の管理も含むものとし、清掃は隨時行うものとする。なお、建物の点検も隨時行うものとする。
- 3 同条第1項シャワー棟の維持管理については前項と同様とし、施設の施錠は午後9時とする。
- 4 同条第1項バンガローの維持管理については同条第2項と同様とする。
- 5 同条第1項テントサイトの維持管理については、テントサイト内の除草及び樹木の管理、清掃を隨時行うものとする。
- 6 同条第1項園内遊具の維持管理については、遊具の点検管理及び清掃を隨時行うものとする
- 7 同条第1項使用料等の徴収については、各施設の使用料、シャワー使用料の回収、薪、木炭等の販売代金を徴収するものとする。なお、合計金額は納入通知明細書により精査するものとする。
- 8 同条第1項岩出山地域及び岩出山周辺地域の観光案内については、観光案内パンフレットを作成し行うものとする。

## (業務報告)

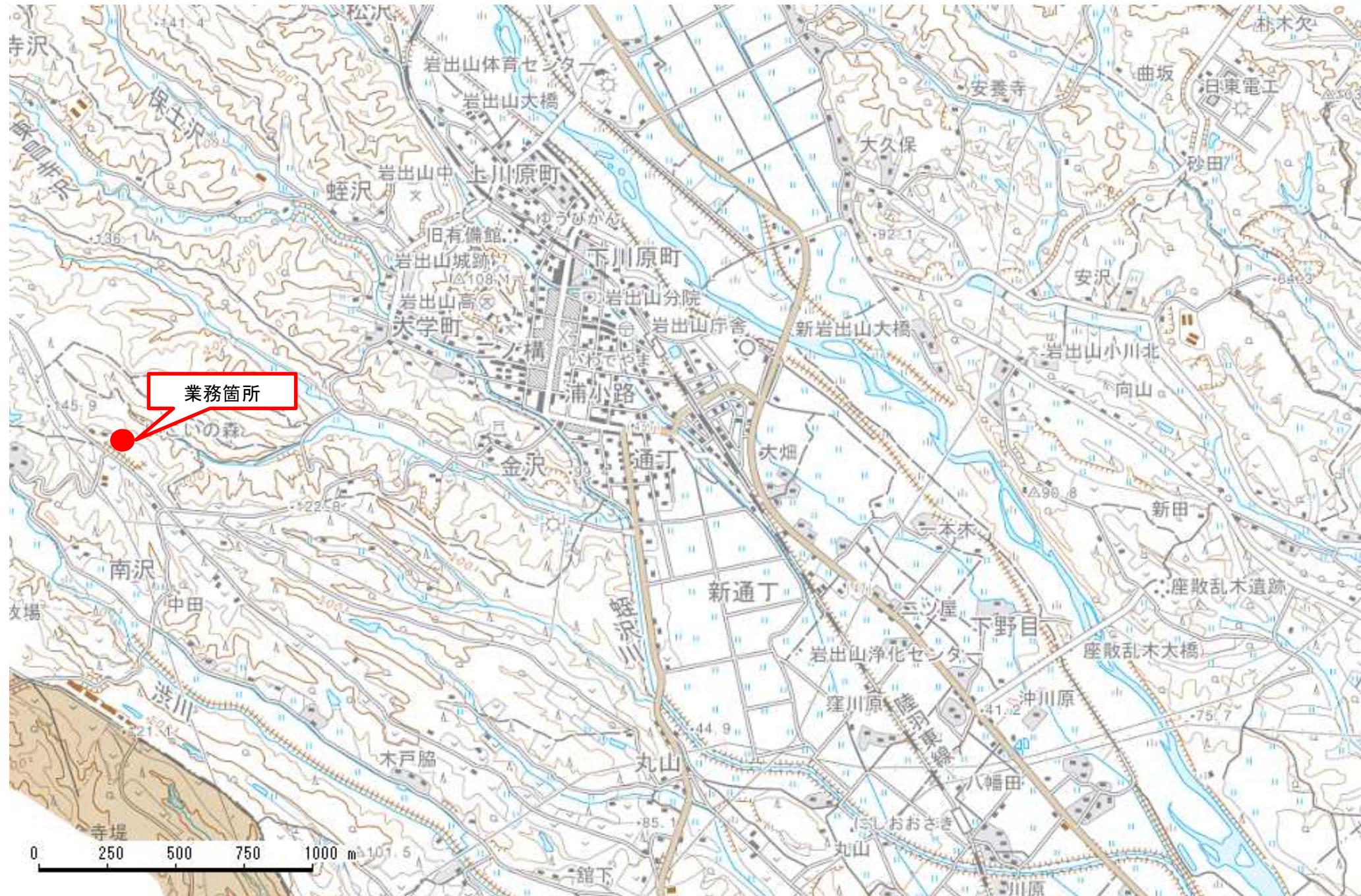
第3条 受託者は、月間管理実績について業務完了後15日以内に次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) いこいの森使用料調書
- (2) いこいの森宿泊者状況調書
- (3) いこいの森利用者状況調書
- (4) いこいの森利用許可申請書管理簿
- (5) いこいの森管理日誌
- (6) 納入通知明細書

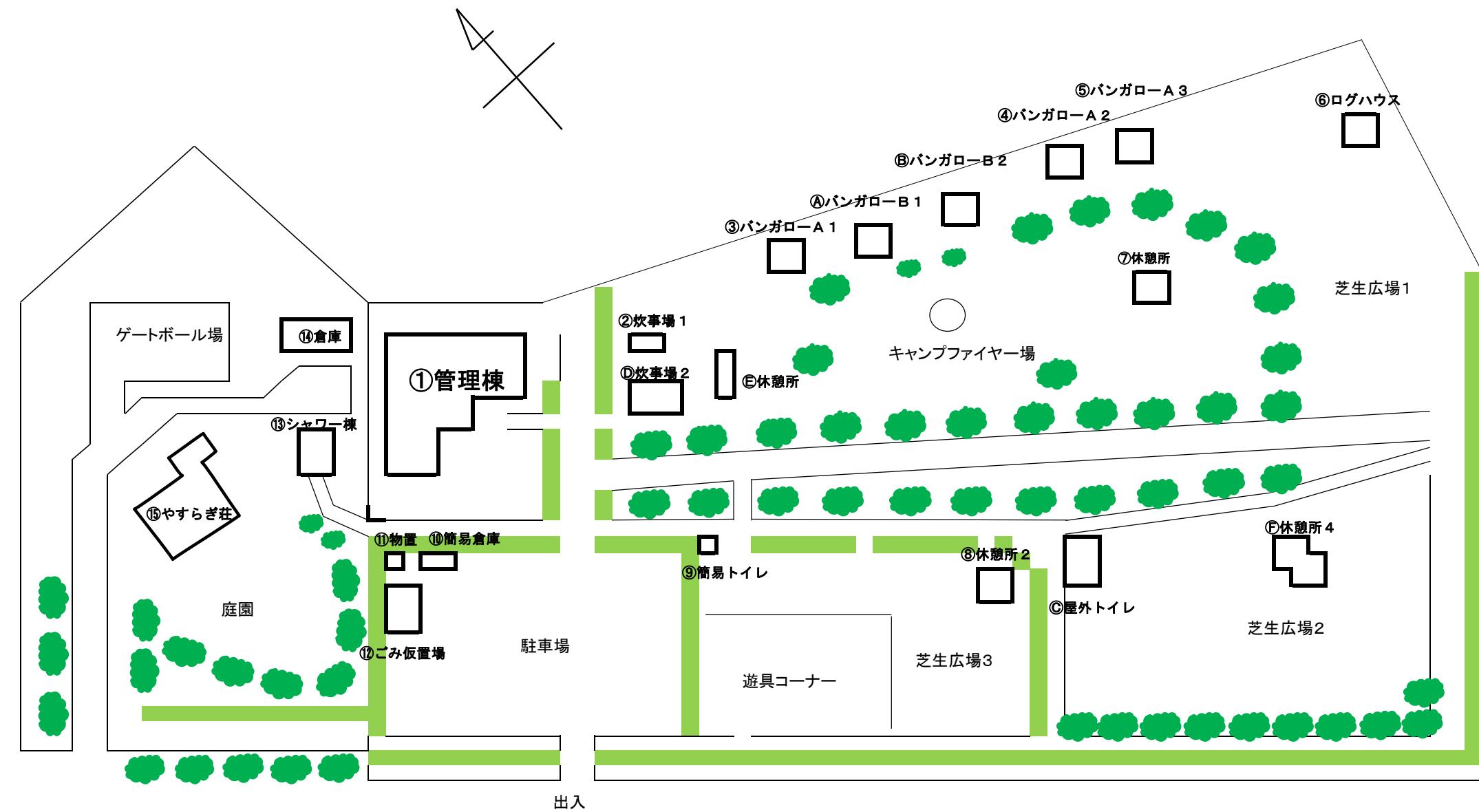
## (内容変更)

第4条 本特記仕様書内容等に変更が生じた場合は、両者協議するものとする。

## 位 置 図 1



位置図2（詳細図）



# 委託費內訛書

(宮城県大崎市)

第 1 号

明 細 書

長巾高

此立米  
平

施設管理業務費

一金

円也

(1 式 当金

円也)

1 式 当たり

名 称	品 种	形状寸法		員数	单位 数量	单 位	数 量	单 価	金 額	適 用
		長	厚(末口) 巾							
施設管理監督 業務員						人				
施設管理業務 員						人				
施設管理業務 員(冬季)						人				
合 計										

(宮 城 県 大 崎 市)

第 2 号

明 細 書

長巾  
高

此 立  
平 米

シャワー棟夜間管理業  
務費

一金

円也 (1 式 当金

円也)

1 式 当たり

名 称	品 种	形状寸法		員数	単位 数量	単位	数	量	単	価	金	額	適 用
		長	厚(末口) 巾										
シャワー棟夜 間管理業務員						人							
合 計													

(宮 城 県 大 崎 市)

第 3 号

## 明 細 書

長巾高此立米平

## 防火管理業務費

一金

円也 (1 式 当金

(1 式 当金

円也)

## 1 式 当たり

(宮城県大崎市)

## 積算条件

### (1)施設管理業務